

—相当因果関係は どのように判断されるか—

国土交通省 北海道開発局建設部 建設行政課企画係長

渡部 修也

1 はじめに

毎年、全国では多くの人々が交通事故で尊い命を失っています。とりわけ北海道では、平成4年から13年連続で交通事故死者数全国ナンバー1という不名誉な記録を更新しているようです。

これから北海道は夏の観光シーズンを迎え、道内外の旅行者が自動車、自動二輪車及び自転車を利用して観光地や自然を満喫するために各地を移動することでしょう。そのような旅行者の中には、スピードの出しすぎや無理な追い越しで取り返しのつかない事故を起こし、命を失う人や大きなけがを負う人がいるかもしれません。

遺族や事故を起こした人の思いは時として道路を維持・管理している者にも向けられることがあります。

そこで、今回は道路の管理瑕疵と交通事故の因果関係について、判断を示した判例をご紹介します。

2 判例紹介

軽四輪乗用車が追い越しの際に、路肩の穴ぼこに落輪しハンドル操作の自由を失い電柱に激突した事故 [昭和54年4月26日札幌高等裁判所]

(一) 事件の概要

軽四輪乗用車が、幅員5.6mの片側一車線である国道229号を進行中、前方を時速約50kmで進行中の大型貨物自動車を時速約70kmで追い越しをはじめたが、大型貨物自動車も速度を上げたため、簡単に追い越すことができず、ほぼ並進した

形で次第に追い越した。その際運転手は対向車線上を端に寄り、右側車輪を車道から路肩にかけて存在した水の溜まった穴ぼこ（幅約1.3m、長さ約1.4m、深さ約10～15cm）に落してバウンドさせ、ハンドル操作の自由を失い、かつ減速措置をとることも忘れ、そのまま約67.8m右左に逸走させ、車の左前部を道路外の電柱に激突させたため、同乗者が死亡した。

第一審の札幌地方裁判所では道路管理者(被告)は有責とされ、控訴した。

本判決後、遺族(原告)が上告したが控訴審の認定判断が正当として棄却された。

[無責(確定)]

(二) 判断の前提となった事実

- ① 道路管理者が路肩部分に穴ぼこ(以下、判決では窪地という表現を使用。)が有ることを認識していながら、補修工事を行なっていなかったこと。
- ② 穴ぼこに落輪した後の運転手の判断及び運転技術。

(三) 判決要旨

- ① 道路が昼夜に亘ってかなりの車両等の交通量があること、車道部分の幅員は5.6mで、上下二車線だけであること、10数mに亘り車道外側線が切れている部分に窪地があり、窪地を含む路肩部分がA株式会社の工場の出入口に通じていることは前判示のとおりであるから、工場に出入する貨物自動車等が、路肩部分を通行することは容易に予想できるところであり、しかも自動車が路肩部分を通行するに当たり、窪地に落輪する危険があることも、

窪地の位置から容易に予想できるところであるから、窪地の存在する路肩部分は、道路としての安全性を欠くに至っていたといえることができる。

しかし、道路管理者である控訴人は、窪地の補修工事を講じなかったのであるから、道路の管理に瑕疵があったものといわざるをえない。

- ② 次は、事故現場における道路の路肩上の窪地の存在という道路の管理の瑕疵と、事故との間に法律上相当とする因果関係があるか否かについて検討する。

運転手は高速で漫然走行をしていたため、窪地に落輪して狼狽し、ハンドル操作の自由を失い、ハンドルを漫然と左、右に切返し、かつ減速措置も取ることも忘れて、そのまま自動車を約67.8mに亘って、道路の中央線の東側から西側へ、次いで再び東側へ、更に東側道路外まで逸走させて、自車の左前部を東側道路外の電柱に激突させ、衝突に基づき、助手席の同乗者をまもなく死亡させたものであるから、事故およびこれに基く同乗者の死亡は、もっぱら運転手の無謀な運転及び同人の運転技術の未熟並びにこれらに由来する、窪地に落輪後における自動車の運転措置の不適切によるものというべきである。

したがって、窪地の存在という道路の管理の瑕疵と、事故の発生および同乗者の死亡との間には、法律上相当とする因果関係はないと認めることが相当であり、この点に関する控訴人の主張は理由があるといわなければならない。

3 解説

今回の判決は、路肩の穴ぼこの補修工事を行わなかったことに関して、明らかに道路の管理瑕疵を認定しており、このことは、本件判決の第一審判決（札幌地裁）においても、「路肩部分に窪地があることは道路の安全性の判断に当たり無関係であるとはいえず、道路は、自動車が車道側端もしくはこれを若干はみ出して路肩部分を走行したときにおいても、その走行の安全が確保されるように設置、管理されていなければならない。」と

判示しているとおりです。

鳥根県道路肩崩落事件（昭和44年4月9日松江地裁）判決では、「車両制限令第10条は、歩道を有しない道路を通行する自動車はその車輪が路肩にはみ出してはならない旨規定しているが、路肩の性質からいってこの規定は原則を定めたものであって、緊急の場合にはその適用が排除されると解すべきである。緊急事態の発生が予想され得る道路については路肩は少なくとも緊急事態における自動車の通行に耐え得るだけの構造を備えていることが必要である。」と判示しており、本件事故が穴ぼこに直接起因していると認定されていたら違う判決になっていたでしょう。また、周囲の状況等からやむを得ず自動二輪車及び自転車等が通行していた際の事故であれば、相当因果関係があると認定され、道路管理者の責任が問われても不思議ではないでしょう。

今回の判決は、穴ぼこに道路の管理瑕疵を認めつつも、死亡事故発生の相当因果関係を認めたものではなく、運転手が穴ぼこに落輪後において適切な運転措置をとっていれば、死亡事故を防止することができたということを裁判所が認定したものです。

4 むすび

テレビの警察の密着番組では、いたましい交通事故の場面が放送されるとナレーターが「もし、〇〇していれば」とか、「もし、〇〇していなければ」という言葉を繰り返します。これは、運転手に対する安全運転や注意義務を促すものがほとんどですが、道路を維持・管理する者としても無意識にはいられないことです。自動車の走行には影響が少ない小さな穴ぼこやグレーチングのずれでも、自動二輪車や自転車にとっては大きな衝撃を与えることもありますし、見逃すことで身体の不自由なお年寄りや子供達に大きな怪我を負わせることもあります。

道路の管理瑕疵を問う裁判においてはパトロールの有無や事故発生前のパトロールの状況は重要な判断基準となっています。初めてその道路を通行する人にとって優しい道路であるように、パトロールの重要性を改めて認識し、道路の小さな異変に適切に対応することが必要となるでしょう。